

長期優良住宅 自然災害への配慮に関する認定基準(奈良県)

令和4年2月20日より、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る事項(自然災害配慮基準)が認定基準として追加されました。

自然災害配慮基準は、所管行政庁(奈良県、奈良市、橿原市、生駒市)が直接審査を行います。

自然災害配慮基準

以下区域で建築される住宅は、**認定対象外**となります。

- ・ **土砂災害特別警戒区域**

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項)

- ・ **地すべり防止区域**

(地すべり等防止法(昭和33年法律第201号)第3条第1項)

- ・ **急傾斜地崩壊危険区域**

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項)

認定申請を行う前に、上記区域に認定申請に係る住宅が含まれないことをご確認いただくようお願いいたします。

所管の県土木事務所、奈良県砂防・災害対策課、または[奈良県砂防・災害対策課ホームページ](#)にて確認していただけます。